平成２２年（フ）第３２６号
和歌山県紀の川市桃山町最上220番地１　１号108号室
債務者　長瀧紀久生
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３３５号
和歌山市杭ノ瀬140番地の８
債務者　山上　靖子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３３６号
和歌山県海南市冷水286番地
債務者　布引　リサ
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３４３号
和歌山県橋本市中道252番地の１
債務者　土橋　一仁
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３４４号
和歌山県紀の川市桃山町最上614番地17
債務者　日下　和彦
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３４７号
和歌山県紀の川市粉河420番地２　みずほビル３Ｆ－Ｂ
債務者　木村　準子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３４９号
和歌山市関戸３丁目５番58号
債務者　南方　一郎
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３５０号
和歌山市関戸３丁目５番58号
債務者　南方　篤美
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３５２号
和歌山県海南市名高390番地１
債務者　天野　正春
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３５５号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町874番地の15
債務者　庵野　英寿
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１２４５号
愛知県瀬戸市水無瀬町154番地の７　コーポ見付台Ⅲ105
債務者　青野　寛人
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９号
熊本県玉名市中1526番地５
債務者　有冨　節子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第４０号
熊本県玉名市築地533番地　ルージュ早野102号
債務者　樽見　晴美
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第４７号
熊本県玉名市築地1153番地１
債務者　馬場かよ子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第１３４８号
横浜市神奈川区三ツ沢中町14番４―405号
債務者　松坂　昌伸
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３９１号
横浜市泉区上飯田町1045番地　グランドールＢ201
債務者　矢津田鉄志
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４０９号
神奈川県大和市渋谷２丁目２番地１　コーポアミ101
債務者　甲田　正巳
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部